

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「創造的革新」をモットーに遺伝子・ゲノム解析を通じて「世の中に役立つこと」、「人間尊重」を経営理念としております。これらの経営理念を実現し、持続的に企業価値を高めていくためには、独自の経営戦略構築と、その迅速な実践とともに、効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要な経営課題の一つであると認識しています。当社は、行動規範として「DNAチップ研究所企業行動基準」を制定して、公平かつ透明な企業行動、法と正しい企業倫理に基づく行動を徹底し、コーポレートガバナンス体制のさらなる向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、インターネットによる議決権行使を可能としております。また、招集通知の 英訳に関しては、海外投資家の割合が僅少なため現時点においては実施しおりま せん。当社の株主構成における海外投資家比率の状況を踏まえつつ、招集通知の 英訳の判断をしております。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社は、海外投資家の持ち株比率が僅少なため現時点において英語での情報の 開示は行っておりません。今後、当社の株主構成における海外投資家比率の状況 を踏まえつつ、英語での情報開示の判断をしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は現在、政策保有を目的とした株式を保有しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引や利益相反取引については、会社法および当社「取締役会規則」に基づき、取締役会の事前承認を取得し、その取引後に当該取引に関する内容について取締役会に報告することとしております。

【原則2-6 企業のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金を導入しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略・経営計画

<経営理念>当社ウェブサイト (<http://www.dna-chip.co.jp/company/company.html#philosophy>) に開示しております。

<経営戦略・経営計画>当社ウェブサイト(<http://www.dna-chip.co.jp/company/index.html>)の「決算説明資料」の中で経営戦略、経営計画について開示しております。

(2) コーポレートガバナンス基本方針

当社ウェブサイト(<http://www.dna-chip.co.jp/company/company.html#control>)に「内部統制基本方針」として開示しております。

(3) 経営陣幹部、取締役の報酬決定に係る方針・手続き

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役規則に定めております。取締役の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、取締役会の決議により決定するものであります。また、監査等委員である取締役の報酬の額、またはその算定方法の決定に関する方針は、監査等委員会監査基準で定められております。ただし、監査等委員の報酬配分は、株主総会が決定する報酬総額の限度内で監査等委員の協議により決定するものとしております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名を行うにあたっては、当該人物の経験、知識、能力等を総合的に勘案のうえ、監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役候補の指名を行うにあたっては当該人物の経験、知識、能力等を総合的に勘案のうえ、監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会にて決定しております。

(5) 個々の選任、指名に関する説明

株主総会の選任議案に、個々の略歴、選任理由ならびに重要な兼職の状況等を記載し説明しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

取締役会は、法令および定款により取締役会の専決とされる事項および「取締役会規則」に定める重要な執行案件を決定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法の要件に加え、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準に基づき、客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を候補者として選定することとしております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、バイオ業界・技術に精通し、経営戦略策定およびその実践に関して能力のある社内取締役と、経営、財務、会計、法務などに見識のある監査等委員である取締役で構成することで多様性を維持しております。また定款の定めにより、取締役の人数を5名としております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社は、他の上場会社の役員を、当社取締役に選任しないこととしております。取締役の他社での兼任状況については、就任時に開示するとともに、株主総会招集通知及び有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社は、毎年取締役会において、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。当社取締役会は、取締役会における重要事項の意思決定及び業務執行の監督が適切に行われており、活発で質の高い審議を旨とした会議運営を行っているとして評価しました。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査等委員である取締役のトレーニング】

新任の取締役が就任した場合、取締役会事務局及び各担当部門責任者は当社の理解を深める為、事業・財務・組織等に関して必要な知識を習得する機会を提供しております。取締役として求められる役割と責務を十分に理解する為の知識を習得する機会の提供、及び在任中におけるこれら知識の継続的な更新を目的に、トレーニング機会の提供・斡旋、費用の支援を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、総務部門をIR担当部署としております。株主・投資家に対し、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を半期に1回開催するとともに、IRミーティング等を実施し、株主との建設的な対話を促進するよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エンプラス	848,000	16.66
藤井 衛	170,000	3.34
枝松 七郎	84,400	1.65
森 淳彦	79,000	1.55
藤尾 晋作	69,000	1.35
日本証券金融株式会社	63,300	1.24
株式会社SBI証券	50,562	0.99
戸島 和博	47,400	0.93
松井証券株式会社	47,300	0.92
株式会社ライブスター証券	46,500	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
山田 國夫	他の会社の出身者												
片山 登喜男	弁護士												
佐藤 孝明	学者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 國夫			株式会社日立ソリューションズの元監査室部長であり、当社独立役員であります。経営全般に関する知識、経験が深いことから、適任であると考え当社が招聘したものであります。	東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。
片山 登喜男			弁護士であり、当社独立役員であります。	東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、弁護士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。

佐藤 孝明		株式会社島津製作所フェローであり、基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所所長として知識・経験を有しており、当社研究開発技術のにも詳しいことから、適任であると当社が招聘したものであります。当社独立役員であります。	東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準にも該当せず、一般株主との間で利益相反となるおそれがなく、弁護士として経営陣から独立していると判断し独立役員として指定しております。
-------	--	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役が主な業務を行うこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、策定した監査計画に従って、業務全般にわたり、妥当性、有効性、法令遵守状況につき、取締役会、経営戦略会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて監査を行っております。さらに、監査等委員取締役は会計監査人から監査計画、監査実施状況等の報告を受けるとともに、監査室より内部監査の状況についても報告を受ける等、情報交換を行い会計監査人、監査室との相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

バイオ市場は比較的歴史の浅い市場分野で当社社歴も浅いことから、現在は将来の成長発展に向けて研究開発を推進している段階であり、当面は実施を見合わせる考えです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の開示方法に関しましては、有価証券報告書において取締役報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役報酬を開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは総務部が行っており、取締役会の議題に関する資料配布や、取締役会の審議経過をまとめ報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く)2名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成され、会社の経営方針、経営戦略および重要な意思決定ならびに業務執行の監督を行っており、3ヶ月1回以上の定例開催しております。

また、取締役会とは別に個別経営課題の協議の場として取締役(監査等委員である取締役を除く)、各部門マネージャー以上により構成する。経営会議を毎月1回以上開催しております。経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等実務的な検討が行われ、迅速な経営の意志決定に寄与しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能を強化することを目的として、監査等委員会設置会社という経営形態を選択しております。また、複数の社外取締役の招聘により、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ることに加え、コンプライアンス体制、内部統制体制を確立するとともに、各々について定期的に取締役会での報告を行うことで、取締役会による、取締役の業務執行の監督を実効性あるものとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使書の円滑な回収のために、株主総会招集通知書を総会開催3週間前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使書の円滑な回収のために、インターネットによる議決権行使を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算に関しては5月中旬、中間決算については11月中旬に説明会を開催し、決算概況および事業計画についてご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家の皆様へ」というページを設け、決算短信、事業報告、プレスリリース、IRスケジュール、株式情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	重要情報を適切に管理し、かつ適時開示することにより、証券取引に関する法令に定める内部者取引の防止を資するため「情報の管理と開示に関する規則」を制定し、運用しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
(ア) DNAチップ研究所 企業行動基準を制定し、当該基準に基づいた行動を当社取締役等に徹底しております。
(イ) コンプライアンス管理規則を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンス遵守を推進するための体制を整備しております。
(ウ) 監査等委員会は監査等委員会監査基準等に基づき、取締役会および会社の重要事項を審議する経営戦略会議に出席するほか、業務執行状況の確認等を通じて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを監査しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
情報管理規則に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存しております。必要な関係者は必要に応じてこれを閲覧できる体制としております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるために、リスク管理に係る規則を策定し、経営戦略会議において、リスクの把握、管理、対応を行っております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行の機動性、効率性、実効性を向上するために以下の事項を定めております。
(ア) 定例取締役会を適宜開催し、重要事項に関する意思決定を行っております。
(イ) 常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営戦略会議を原則として月1回以上開催し、迅速な意思決定を行っております。
経営戦略会議では、当社経営戦略会議規定に基づく経営に関する重要事項の審議および事業戦略の進捗報告等を行っております。
(ウ) 経営戦略会議において、事業計画に基づいた予実管理を行い、差異分析を通じ必要な措置を講じております。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、当社ではコンプライアンス管理規則が制定されております。
当該規則に基づき、全使用人に対してコンプライアンス遵守を徹底させるための研修を実施しております。
同時に同規則に基づいた内部通報窓口を設け、周知徹底をはかることで、コンプライアンス遵守の実効性を高めております。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は特定の企業集団に属しておらず、子会社等も存在しないため、該当いたしません。
- (7) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および実効性に関する事項
(ア) 当社は現在監査等委員の職務を補助する使用人を設置しておりませんが、監査等委員がこれを求めた場合には、取締役会での協議の上、使用人を置くこととしております。
(イ) 監査等委員より必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く)、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。
(ウ) 当該使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定するものとしております。
- (8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
(ア) 取締役及び使用人は、監査等委員会求めに応じて業務執行状況を報告するものとしております。
(イ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部通報の状況およびその内容を速やかに監査等委員会に直接報告することとしております。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる必要に関する事項
(ア) 監査等委員会は、監査等委員会監査基準等に基づき、取締役会および経営戦略会議に出席するとともに、議事録、決裁文書等业务に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるようにしております。
(イ) 代表取締役社長は、監査等委員会との間で適宜意見交換を実施することとしております。
(ウ) 監査等委員会は、会計監査人と適宜意見交換し、会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携をはかることとしております。
(エ) 監査等委員会は内部監査の結果について報告を受けることとしております。
(オ) 監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

反社会勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- (1) 当社は、反社会勢力による接触、不当要求に対するの毅然とした態度で対応し、断固たる姿勢で反社会勢力との関係排除に取り組んでいます。
- (2) 反社会勢力との関係遮断について当社は、反社会的取引の防止に関する規則および当該管理指針において明文化し、全役職員に周知徹底を図っています。
- (3) 取引先については、取引開始前に信用調査機関等による調査、地域企業からの情報収集等による確認を行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項